

<指定区域概要>

形質変更時要届出区域の概況	事業場跡地
調査対象物質	土壤汚染対策法に定める特定有害物質全 26 種
指定基準超過物質	鉛及びその化合物（第 2 溶出量、含有量） 砒素及びその化合物（第 2 溶出量、含有量）
検出最大濃度※	鉛及びその化合物（溶出量：0.029mg/L、含有量：290mg/kg） 砒素及びその化合物（溶出量：0.022mg/L）
基準値	鉛及びその化合物（溶出量：0.01mg/L、第 2 溶出量：0.3mg/L、含有量：150 mg/kg） 砒素及びその化合物（溶出量：0.01mg/L、第 2 溶出量：0.3mg/L、含有量：150mg/kg）
告示日	令和 2 年 3 月 23 日 告示第 325 号（指定）
人への健康影響について	到達範囲には地下水が一般的に常態としてそのまま飲用されていると認められず、当該敷地は一般の者が立ち入ることができない状態で管理されていることから、人への健康影響のおそれはない。

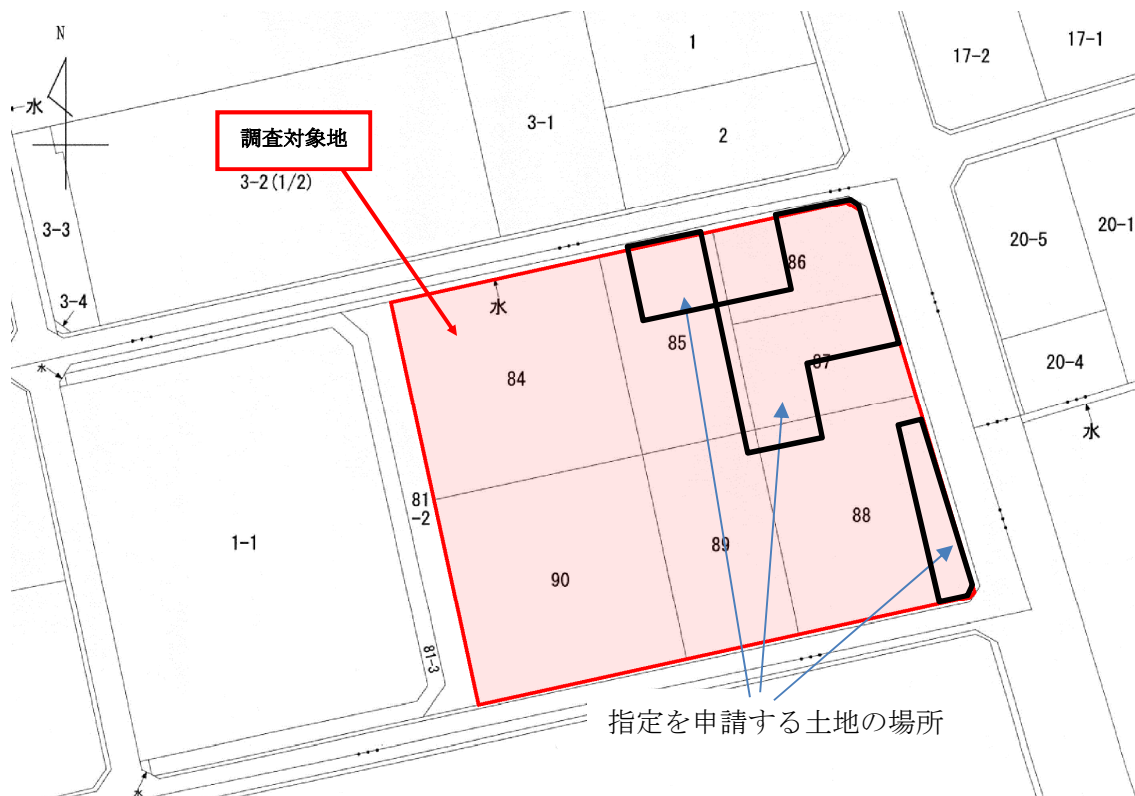
※ 試料採取等調査で検出された濃度の最大値を示す。なお、1 区画については、試料採取等を省略したため、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物の第 2 溶出量基準超過及び含有量超過とみなす。

周辺の地図



周辺地図

(1/2.5 万地形図『伊丹』平成 29 年調整 平成 29 年国土院発行)



指定を申請する土地の場所

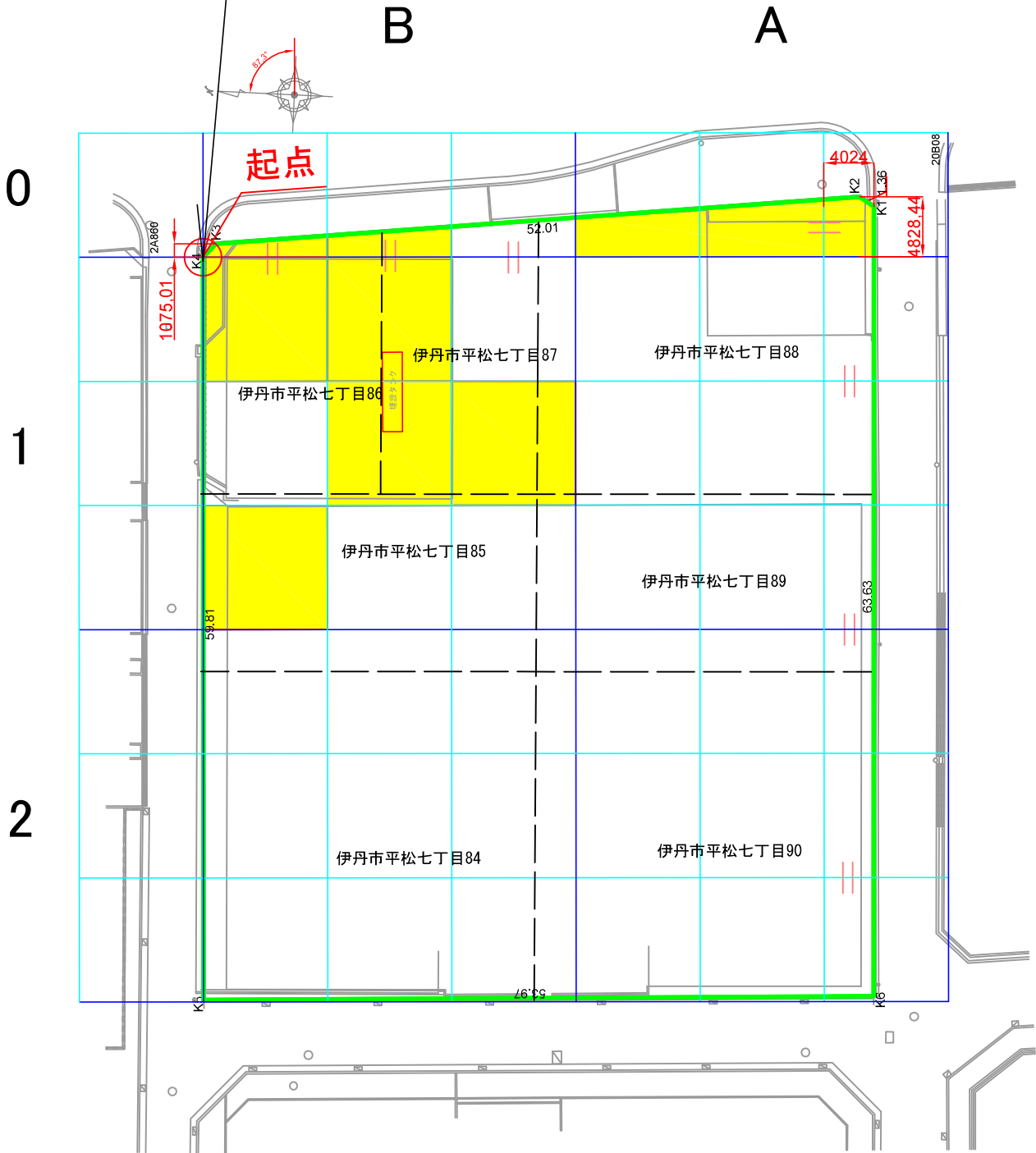
指定を申請する土地の場所

【起点】

起点は、兵庫県伊丹市平松七丁目86の最北端とした。

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びに平行して10m間隔で引いた線を左に87.3度回転させて得られた線により、調査対象地を区画した。



【凡例】

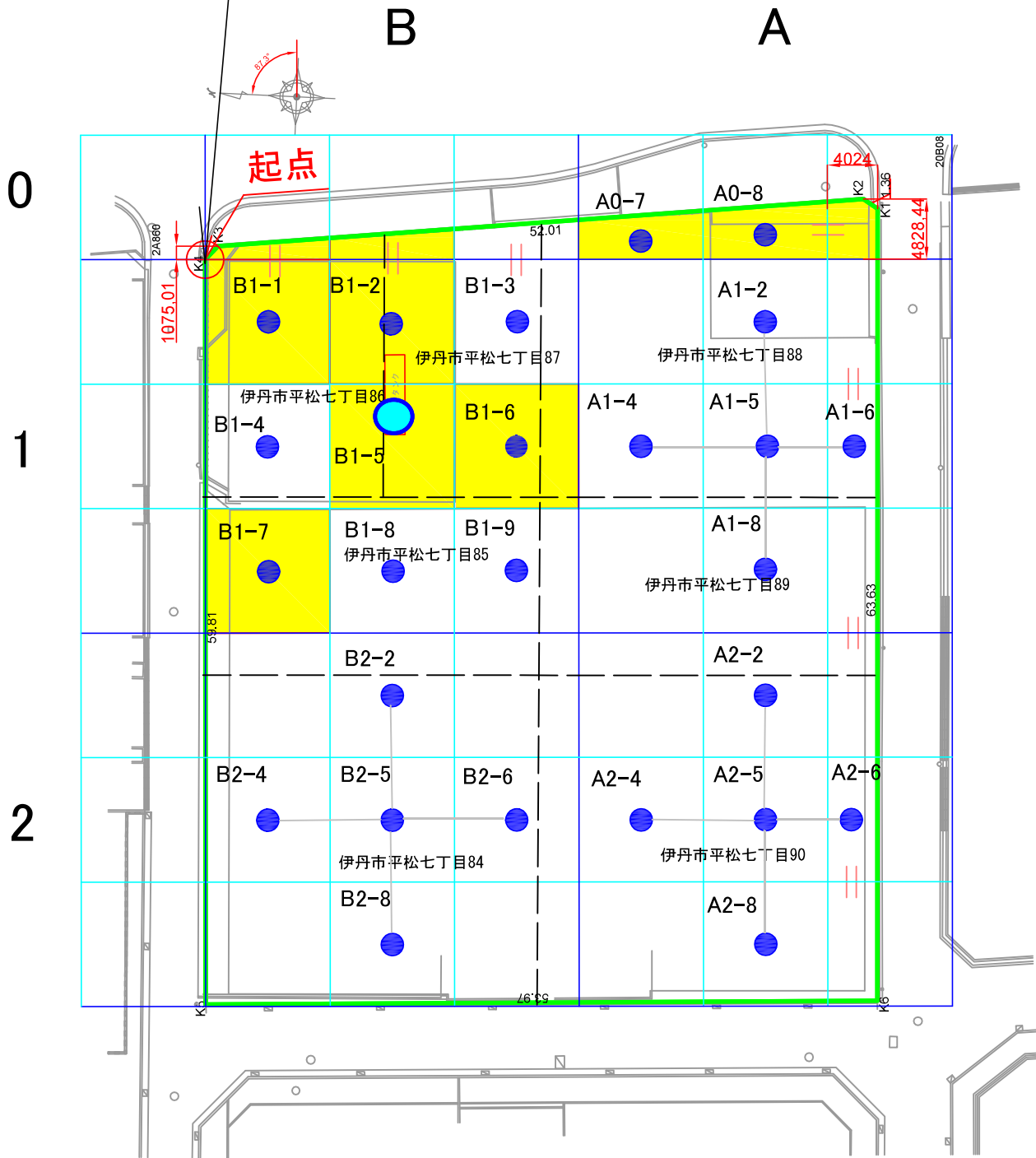
- 単位区画 (10m × 10m = 100m<sup>2</sup>)
- 30m格子 (30m × 30m = 900m<sup>2</sup>)
- 調査対象地
- 指定を申請する区域 630.75m<sup>2</sup>

【起点】

起点は、兵庫県伊丹市平松七丁目86の最北端とした。

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びに平行して10m間隔で引いた線を左に87.3度回転させて得られた線により、調査対象地を区画した。



【凡例】

□ 単位区画 (10m × 10m = 100m<sup>2</sup>)

□ 30m格子 (30m × 30m = 900m<sup>2</sup>)

■ 調査対象地

■ 指定を申請する区域 630.75m<sup>2</sup>

● 土壌採取地点 25地点

● 土壌採取地点 1地点  
(土壌汚染対策法と異なる方法で試料採取)